

ハツ場ダム住民訴訟通信- 4

05.01.28 発行

「ハツ場ダム住民訴訟」1都5県の前頭をきって茨城から。

去る1月25日水戸地方裁判所において私たち茨城の会による「ハツ場ダム住民訴訟」第1回公判が開かれました。この公判は1都5県が一斉に行った住民監査請求を、ことごとく却下・棄却した行政の暴挙を受け、再び6都県が足並みをそろえた住民訴訟の最初の公判となることから、首都圏はもとより全国の市民の目が茨城に注がれていました。

午後1時30分、松本光一郎裁判長、左右の判事のもと、原告側は谷萩陽一、坂本博之、五来則男の3弁護士、原告として柏村忠志、濱田篤信団長をはじめとする9人が並びました。被告の側は伴義聖以下5人の弁護士、県職員の被告3人が並び、緊迫した空気のなか開廷しました。

満員の傍聴席を熱く惹きつけたパワーポイント

公判に先立ち茨城の会は、12時30分よりかねて用意の秘密兵器パワーポイントの設定・テストを繰り返し、2度にわたる特訓の感触を確かめました。パワーポイントの威力は、入廷してきた被告側弁護団の意表をつかれた表情からも見てとれ、開廷以前に流れを引寄せました。

定員60人の傍聴席は茨城各地から馳せ参じた茨城の会会員40人。東京の会から田中清子さん、埼玉の会から嶋津暉之さん、千葉の会から藤原信さんが応援に駆けつけ、市民の怒りが日当をもらって傍聴する被告側傍聴人の県職員14人を無言の圧力で包囲しました。

意見陳述のトップをきって取手市の塚越恵子さんが静かに語りはじめました。テーマは「既に必要性を失った利水・治水」「総額8800億円、茨城県の負担390億円という税金の無駄遣い」「50年余にわたる地元住民の苦しみと補償」。塚越さんのパワーポイントの図表と一体となった語りに、法廷はぐいぐいとハツ場問題に引き込まれて行きました。

2番手は霞ヶ浦の生態系を守り続けてきた農学博士の濱田篤信さん。テーマは「ダム地域の危険な岩盤と地質」。明らかに危険なハツ場地域にダム建設を強行する行政の無責任が、穏やかな濱田さんに怒りの火をつけました。スクリーンの横に立ち、パワーポイントの図を指し示す濱田さんの怒りを秘めた陳述は感動的でした。

しんがりは霞ヶ浦導水事業裁判のリベンジを期す柏村忠志さん。茨城の水問題をライフワークとする専門の立場から膨大なデータを駆使して「茨城の水余り」を陳述。被告はもちろん、導水事業裁判を棄却した松本裁判長、伴弁護士の追い込んで行きました。しかし、とどめを刺すべく「導水事業の実態審理をすることなく棄却した判決は、その後の包括外部監査が指摘した水余りをいかに受けとめるか」の段に入る直前、松本裁判長より時間切れの制止が入り無念の陳述となりました。後、坂本弁護士より、あらかじめ陳述内容を知っていた裁判長が意識的に止めたと思われる。との解説にそこまで追い詰めた陳述は成功だったと一同納得しました。

第2回公判は3月29日に決定。

この日被告側の陳述はなく後日検討のうえ反論をする旨の発言があり、さらに伴弁護士は不敵な薄笑いを浮かべながら「ダムの必要性は原告と全く意見を異にする。機会があれば反論するが、それよりもこの訴訟は裁判に馴染まぬもの故、その点を陳述したい」と続けました。その後、両者調整の結果、**第2回公判は3月29日(火)午後1時30分より、水戸地方裁判所第301号法廷と決め閉廷しました。**

裁判解説集会も法廷の空気そのまま熱気溢れるものになりました。

閉廷後、茨城の会は弁護士会館に場所を移し、報道陣をまじえた中で、五来、坂本の両弁護士から今日の公判の解説と今後の流れが話されました。質疑に入ると、訴訟そのものの却下を求める被告側の戦術に対し、高度な裁判戦術の意見もつぎつぎに出され、この裁判にかける会員の思いが溢れ出しました。

集会にも参加されたハツ場問題の理論の柱である嶋津暉之さんと、長野県の「緑のダム」構想の中核を担われた藤原信さんから、訴訟の持つ意味と茨城の会へエールをいただきました。

この日裁判と集会で私たちが確認したことは「**裁判は住民運動の締めくくりではなく、運動の一環である。傍聴席を埋めつくし意気込みをアピールすることこそ重要である**」「**ハツ場ダムの勉強会を重ね、より多くの人の理解を得、茨城の会を大きく強くして活力をつける**」ことでした。

ハツ場ダム勉強会のお知らせ。 日時：3月13日(日)午後1時30分 場所：取手市「井野公民館」
主催：利根川の水と自然を守る取手の会 講師：嶋津暉之さん他。参加は自由。詳細は後報します。

